

(仮称) 枚方市総合文化施設設計業務プロポーザルにおけるヒアリング実施要領案

## 1. ヒアリングの対象者

(仮称) 枚方市総合文化施設建設設計業務プロポーザルにおけるヒアリング（以下「ヒアリング」という。）は、枚方市総合文化施設設計事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）による一次審査の結果に基づき、技術提案書等の提出要請を受けた者で、技術提案書等を事務局に提出したもの（以下「提案者」という。）を対象に実施する。

## 2. ヒアリングの実施方法等

ヒアリングは、次のとおり実施する。

### (1) ヒアリング会場

ラポールひらかた（枚方市総合福祉会館）4階 大会議室

### (2) 実施日

平成 27 年 2 月 22 日（日）

### (3) 集合場所

各提案者へ別途通知する。

### (4) 出席者

#### ア. 説明者

出席者は、管理技術者及び各主任技術者のうち 4 名以内（機械操作者を含む）とし、管理技術者は必ず出席すること。なお、説明は管理技術者が行うこと。

#### イ. 通知

提案者は、ヒアリングに出席する者の氏名等を、二次審査提出書類の一部として、平成 27 年 2 月 12 日（木）までに提出すること。（様式 11）

### (5) ヒアリングの順番

ヒアリングの順番は、抽選により決定する。

#### ア. 抽選

ヒアリングの順番は抽選により決定する。順番は、平成 27 年 2 月 2 日から 2 月 5 日までの間に総合契約検査室に来庁し、ヒアリングの順番を記入したくじを引き決定する。なお、抽選者は指定しないが、一次審査の結果通知書を必ず持参し、総合契約検査室の担当職員に提示すること。

イ. 通知

全ての抽選終了後、平成 27 年 2 月 6 日（金）までに、各提案者へEメールにより通知する。

(6) 実施方法

- ア. 所要時間は、技術提案書に基づき、説明 20 分間以内、質疑応答 30 分間程度とする。
- イ. ヒアリングは、技術提案書に記載している内容並びに「総合文化施設整備計画」に関する内容について行う。
- ウ. 説明資料は、技術提案書以外の資料は使用不可とする。ただし、技術提案書のパネル化、プロジェクター使用は可とする。
- エ. 本事業は市民の関心も高い事業であること、審査の透明性を確保する観点から、ヒアリングは公開で開催する。

(7) 禁止事項

次の事項に該当する者は、失格とする。

- ア. 集合時刻に遅刻した提案者
- イ. 企業名や個人名等が判別される服装をした者
- ウ. 事務局の指示に従わない者

(8) 注意事項

評価の公平性を確保するため、ヒアリングにおいて次の事項を厳守すること。また、守られなかった場合は、減点とすることがある。

- ア. ヒアリングにおいて、企業名や個人名等の判別又は推察ができる言動をしないこと。
- イ. ヒアリングにおいて、技術提案書に記載した内容及び審査委員の質問内容と全く関係のない発言をしないこと。

3 その他

ア. ヒアリングに関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は、必要に応じて提案者全員に通知するものとする。

イ. ヒアリングの進行上の都合により、別途通知した時間（開始時刻）と異なる時間となる場合があるが、その場合は事務局の指示に従うこと。